

加賀市市民等からの意見等の処理に関する要綱を次のように定める。

令和4年12月28日

加賀市長 宮 元 陸

加賀市市民等からの意見等の処理に関する要綱

〔令和4年12月28日〕
告示第196号

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、市民等から提出された意見、提案、質問及び要望に関し、その処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び市内に通勤、通学等をする個人並びに市内において活動を行う法人その他の団体をいう。
- (2) 意見等 市民等から次に掲げる方法により市に提出された市政に関する意見、提案、質問（各制度や各事業等に関して、明確に定まっていることの問い合わせは、当該問い合わせの内容を所管する課又は室等（加賀市事務執行規則（平成17年加賀市規則第6号）の第2条第1項及び第3項で規定するものをいい、以下「課等」という。）が都度回答するものとして、本号の質問に含めない。）及び要望（法人その他の団体からの要望書の形態となっているものを除く。）をいう。

ア 市のホームページに設けた意見等の提出用フォーム

イ 意見等の投書箱への投書

ウ 電子メール

エ 郵便又は信書便

オ ファクシミリ

カ 持参

キ アからカまでに掲げるもののほか、広聴担当部長が認める方法

(基本姿勢)

第3条 市は、意見等の処理にあたっては、市政の透明性の確保及び公平・公正な運営に資していくことを念頭に、誠実に対応しなければならない。

(受付)

第4条 意見等の受付は、広聴担当課において行う。

2 意見等の内容を所管する課等へ直接に提出された当該意見等の受付は、前項の規定に関わらず、当該課等において行う。

3 前項と同様に提出された意見等で、その内容が複数の課等に関わる場合の受付は、広聴担当課において行う。

4 広聴担当課は、第1項の規定により受け付けた意見等を、当該意見等の内容を所管する課等に回付する。

(回答書の作成)

第5条 提出された意見等の内容を所管する課等は、その回答書を作成する。

2 意見等の内容が複数の課等に関わるものの回答書は、広聴担当課が取りまとめて作成する。

(回答)

第6条 意見等の提出者に対する回答は、前条各項により回答書を作成した課等又は広聴担当課が、電子メールその他の適当な方法により行う。

2 前項の回答は、当該意見等の受付をした日から概ね2週間以内に行うものとする。

(市民等以外のものからの意見等への回答)

第7条 市民等以外の者からの意見等への回答は、当該市民等以外の者が、当該意見等と本市の業務等とに明確な関わりがある場合に限り行うものとする。

(回答をしないもの)

第8条 提出された意見等が次の各号のいずれかに該当する場合又はそれと認められる場合は、回答をしないものとする。

(1) 特定の個人又は団体について誹謗若しくは中傷をしているもの及びプライバシーに関するもの

- (2) 営利を目的としているもの
- (3) 思想的、政治的又は宗教的なもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 趣旨が不明確なもの
- (6) 市との間で係争中の案件又は当該案件で判決があったものに関するもの
- (7) 国、県その他の機関又は団体等の所管事項であることにより、市に回答の権限がないもの
- (8) 同一人から同じ趣旨で繰り返されているもの
- (9) 匿名によるもの
- (10) 回答のための連絡先の記載がない又は不明確なもの
- (11) 回答を希望しない旨が申し出されているもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市の業務を阻害する目的の意見等その他の回答することが適当でないと認められるもの

2 前項の規定により回答しないとしたときは、当該意見等の内容を所管する課等又は広聴担当課は、当該意見等の提出者に対してその旨を伝えるものとする。

3 第1項の規定により回答しないとした意見等は、市政に対する参考意見として取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。